館山市週休２日制適用工事試行要領

（目的）

第１条　本要領は，建設業における，長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を進め，将来の担い手の育成や確保を図るための取組みとして，建設現場において週休２日制工事を実施するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　用語の定義は次のとおりとする。

（１）適用工事

現場閉所による週休２日制工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。

（２）現場閉所による週休２日制工事

１）週休２日制

４週８休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお，経費補正が認められるのは下記の３区分とする。

①４週６休　②４週７休　③４週８休

２）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等，現場管理上必要な作業を行う場合を除き，現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお，降雨，降雪等による予定外の現場閉所日についても，現場閉所日数に含めるものとする。

３）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については，契約後，受発注者で協議して定めることとする。

４）現場着手日

現場事務所の設置，起工測量，資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

５）現場完成日

現場事務所の撤去，後片付け，清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

６）現場閉所率

現場閉所率 ＝ 対象期間内の現場閉所日数 ÷ （対象期間の日数－対象期間外の日数）

（３）週休２日交替制工事

１）週休２日

４週８休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお，経費補正が認められるのは下記の３区分とする。

①４週６休　②４週７休　③４週８休

２）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお，降雨，降雪等による予定外の休日についても，休日に含めるものとする。

３）対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）す

べての技術者，技能労働者及び現場代理人をいう。ただし，従事期間が１週間未満の場合は除く。

４）対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間※をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間，下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

５）休日率

休日率 ＝ 対象期間内の休日日数 ÷ （対象期間の日数－対象期間外の日数）

６）平均休日率

平均休日率 ＝ 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

（４）共通

１）対象期間外

①年末年始６日間，夏季休暇３日間

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

２）４週６休

現場閉所率又は平均休日率が２１．４％（６日／２８日）以上２５．０％未満のことをいう。

３）４週７休

現場閉所率又は平均休日率が２５．０％（７日／２８日）以上２８．５％未満のことをいう。

４）４週８休

現場閉所率又は平均休日率が２８．５％（８日／２８日）以上のことをいう。

（対象工事）

第３条　適用工事は，館山市が発注する工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。ただし，以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（１）現場施工が１週間未満の工事

（２）通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

（３）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例：災害復旧工事，供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事

（４）前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

（発注方式）

第４条　現場閉所による週休２日制工事を原則とするが，昼夜間連続作業を行う工事等，現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については，週休２日交替制工事とすることができる。なお，いずれの場合においても発注者指定型とする。

また，現場閉所による週休２日制工事として発注した場合において，受注者が週休２日交替制工事を希望するときは，受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができるものとする。

（工事費の積算）

第５条　工事費の積算方法は，千葉県が定める「週休２日制適用工事試行要領」を準用する。

２　発注時は，４週８休を前提とした積算を行い，達成状況を確認後，４週８休に満たない場合は，その達成状況に応じて減額変更する。

（実施方法）

第６条　発注者は，仕様書等に適用工事である旨を記載すること（別記１）。

２　発注者は，設計図書に工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく，工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

３　受注者は，工事契約後，発注者が示した工事工程表をもとに，受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期，工事工程のクリティカルパス等を共有し，現場着手前に監督職員と週休２日制の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。

　また，対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下，「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

４　受注者は，対象期間中，週休２日制適用工事を実施している旨を，工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別記２）。

５　受注者は，毎月の工事履行報告書（別記３）と併せて，現場閉所チェックリスト（別記第１号様式）又は，休日確保状況チェックリスト（別記第２号様式）を監督職員に提出すること。また，チェックリストの確認用に，現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

　対象期間終了後は，速やかに最終月の週休２日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

　なお，現場完成日が工期期限に近く，設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には，受発注者協議により取り組みの実績を確認する日を決定するものとし，それ以降は，現場閉所日又は休日を協議により決定し，これに基づき設計変更を行うものとする。

６　工程に変更が生じた場合は，その要因と変更後の工事工程について，受発注者間で協議すること。なお，工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は，適切に工期の変更を行うこと。

　①工事工程の条件に変更が生じた場合

　②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合

　③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合

　④資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

　⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

　工期の変更を行った場合，受注者は，対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

７　受注者は，現場閉所予定日に作業を行う場合は，監督職員に事前に連絡すること。

（工事成績）

第７条　週休２日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

（その他）

第８条　受注者は，この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については，監

督職員と協議すること。

附 則

この要領は，令和６年１月１日から施行する。

別記１

〇仕様書記載例

（週休２日制適用工事【現場閉所による週休２日制工事】）
第〇条　本工事は，週休２日制適用工事である。
２　受注者は，現場閉所による週休２日制工事として取り組むこと。なお，予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。
３　受注者が週休２日交替制工事を希望するときは，受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができる。
４　週休２日制の実施に当たっては，「館山市週休２日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

（週休２日制適用工事【週休２日交替制工事】）
第〇条　本工事は，週休２日制適用工事である。
２　受注者は，週休２日交替制工事として取り組むこと。なお，予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。
３　週休２日制の実施に当たっては，「館山市週休２日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

別記２

○公衆が見やすい場所への明示例

１　現場閉所による週休２日制工事

【工事掲示板】

現場閉所による週休２日制工事

　この工事は，建設現場の働き方改革を推進するため，計画的に現場閉所を行うことで週休２日相当の確保に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい
週休２日の計画表などを貼り付け
（Ａ３サイズ相当）

施工体系図

施工体制台帳

建設業許可票

建退協加入標識

２　週休２日交替制工事

【工事掲示板】

週休２日交替制工事

　この工事は，建設現場の働き方改革を推進するため，技術者及び技能労働者が交替しながら週休２日相当の休日確保に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい
週休２日の計画表などを貼り付け
（Ａ３サイズ相当）

施工体系図

施工体制台帳

建設業許可票

建退協加入標識

別記３

様式－１４

工 事 履 行 報 告 書

工事名	
工期	～
日付	（　　月分）　（受注者名）

月　　別	予定工程　％ （　）は工程変更後	実施工程　％	備　　考

（記事欄）

【現場閉所による週休２日制工事】

今月　現場閉所日　　○日／対象期間　　○日

累計　現場閉所日　○○日／対象期間　○○日（○○％）

記載例（現場閉所）

【週休２日交替制工事】

平均休日率　○○％

記載例（交替制）

	総　括 監督員	主　任 監督員	監督員		現　場 代理人	主　任 （監理） 技術者

別記第１号様式

週休２日制適用工事　現場閉所チェックリスト

工事名

受注者名

月　日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
現場閉所日				
対象期間				
今月の閉所率				

別記第２号様式

週休２日制適用工事　休日確保状況チェックリスト

工事名

受注者名

月分

会社名	氏名	休日確保状況																															対象期間日数	休日日数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
																																	合計		

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（”休”：休日、”-”：対象期間外、空欄：対象期間）

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。